

【春合宿 第3問】

平成11年12月13日深夜0時頃、Xほか5名は路上で口論となった初対面のA、B両名に対して、傷害の故意で、公園において約2時間にわたり、背後から羽交い絞めにして手拳で顔面や腹部を殴打し、地面に押し倒して頭部や腹部を踏みつける等の暴行を間断なく続けた。Xらは知らなかつたが、Bには高度の心臓疾患(外観上は全く分からぬが、激しい運動程度の負荷で突然心臓機能の障害を起こして新增資に至るおそれのあるもの)があり、Bは上記暴行により、全治3カ月の傷害を負うにとどまつたが、心臓麻痺により死亡した。

同日午前2時過ぎ、XらはXのマンション居室(4階)にAを連れ込み、約45分間、腕にタバコの火を押し付けたりドライバーで顔をこすったり、殴る蹴るの暴行を断続的に加えた。Aは公園、マンション居室内での合計3時間に及ぶ一連の暴行により、顔面挫傷、肋骨骨折等の傷害を負つた。

午前3時頃、激しい音や振動に目を覚まし、苦情を言いに来た下の階の部屋の住人TにXらが応対しているすきを見て、AはXらを押しのけて上記マンション居室ドアから靴下履きのまま逃走し、マンションの階段を、途中足を踏み外し転倒しながらも駆け下り、マンション敷地外へ脱出した。Xの仲間2名(Y、Z)はAを追つてマンション入口まで降りてきたが、Aを見失つたため追跡を断念しXの居室へ戻つた。

AはY、Zがマンション入口まで追つてきた事実を認識していなかつたが、一刻も早くマンションから離れたいといつて一心で逃走を続けた。逃走を開始してから約10分後、マンションから800m離れた高速道路に侵入したところ、時速100kmで疾走してきたトラックに衝突され約20m飛ばされた後に後続車両に礫過され、同事故による脳挫傷で死亡した。

後の捜査で、血痕や足跡から、Aは、人気のない県道を一直線に進み、高速道路と立体交差する地点で、トンネル脇の草木の茂る急斜面を登り、高さ2.3mのフェンスを越えて高速道路に進入し、1分間に5台程度の交通量であったかかる高速道路を、中央分離帯(高さ1.5m)を超えて反対車線に進入し、当該事故現場に到達していたことが明らかになつた。

Xの罪責を検討せよ。(共犯関係は検討しなくてよい)

参考判例： 最高裁平成15年7月16日第二小法廷決定
最高裁昭和46年6月17日第一小法廷判決